最終更新日：2021年5月28日

株式会社タカラレーベン
代表取締役　島田　和一
問合せ先：取締役 常務執行役員 管理本部本部長 山本 昌 TEL03-6551-2130
証券コード：8897
https://www.leben.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当会社は、単に利益を追求するだけでなく、法令及び企業倫理を遵守し、企業社会の一員として社会的責任を果たすべきであると考えております。
また、当会社では、お客さま・株主・従業員といった基本的なステークホルダーとの緊張ある関係を保ちながら、いかに満足して頂けるかを常に考え対応してまいります。加えて、その他多様なステークホルダーの声をいかに事業に反映させ、企業は誰のために何を成すべきかを常に考え対応することが、結果として健全かつ効率的で安定した継続企業へと結びついていくものと考えております。
さらに、制度的な牽制機能に留まらず、指数あるいはシステムとして根を張らせることで、全社的な牽制作用が各人の意識とともに機能するよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

※２０１８年６月に改訂されたコードに基づき記載しています。

【原則４－１１】
当会社は、取締役会を専門知識や業務実績、会社経営の経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役をもってバランスよく構成することを基本としており、取締役13名の内1名を女性としておりますが、現時点におきましては、国際性の面を十分に考慮したと言えるだけの取締役会の構成にはなっておりません。今後、取締役会の実効性評価の結果や経営戦略の観点も鑑み、ジェンダーだけではなく、国際性の面を含む多様な取締役を選任できるよう努めてまいります。
また、監査役は、財務・会計に関する適切な知見を有する者で構成されており、うち1名は公認会計士であり財務・会計に関する十分な知見を備えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

※２０１８年６月に改訂されたコードに基づき記載しています。

【原則１－４】
＜政策保有株式の縮減に関する方針・考え方＞
当会社の政策保有株式の保有方針につきましては、取引関係等の円滑化を主な目的としており、株価の状況等から、保有継続の是非を判断し、保有の合理性が認められる場合に保有しております。保有意義の薄れた株式につきましては、当該企業の状況を勘案したうえで段階的に売却を進めていきます。

＜政策保有株式の保有の適否の検証内容＞
政策保有株式の保有の適否については、取締役会等において、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査及び検証を行い、その概要を開示します。

＜政策保有株式に係る議決権行使の基準＞
当会社の政策保有株式の適切な対応を確保するための基準につきましては、個々の株式に応じて、そのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであるか否かを、その都度議案ごとに確認し、総合的に判断しております。

【原則１－７】
当会社では、取締役との利益相反取引については、「取締役会規程」において事前に取締役会の承認を得なければならない旨を定めております。また、取引条件については、一般的取引条件と同様に決定することとしており、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しております。

【原則２－６】
当会社には、企業年金基金制度はありません。
※当会社グループでは、社員の安定的な資産形成のため、退職一時金制度と中小企業退職金共済制度を併用導入しています。

【原則３－１】
(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画について
・会社の目指すところ（経営理念等）については、当会社HPのビジョン・ミッション「（https://www.leben.co.jp/corporate/vision.html）」に記載しておりますので、ご参照ください。
・経営戦略、経営計画については、当会社HPの中期経営計画「（https://www.leben.co.jp/ir/midterm.html）」に記載しておりますので、ご参照ください。

(2) 本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針について
本報告書の「Ⅰ．1．基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続について

取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、「有価証券報告書」、並びに本報告書の「Ⅱ．1．機関構成・組織運営等に係る事項」に記載しておりますので、ご参照ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続について
＜選解任・指名についての基本方針・手続＞
経営陣幹部の選解任及び取締役候補の指名については、当会社の持続的な業績向上、及び以下の「選任・指名基準」・「解任基準」を踏まえ、任意の諮問機関である指名委員会における協議を経た上で、取締役会にて決定します。
(a) 選任・指名基準
・当会社の業績向上に努める意欲が旺盛なこと。または当会社の経営実績に対する貢献度が高いこと。
・優れた人格、見識を有し、遵法精神に富んでいること。
・先見性に優れていること。
・心身ともに健康であること。
・全社的な見地から、公正・客観的な判断ができ、他者を尊重できること。
(b) 解任基準
・「選任・指名基準」を明らかに満たしていない事象が生じた場合。
監査役候補の指名については、同委員会に諮問の上、監査役会の同意のもと、取締役会にて決定します。

(5) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明について
候補者個々の選解任理由については「定時株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則4－1－1】
当会社では、「取締役会規程」を定め、取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、経営上の業務執行の基本事項について決定するとともに、その執行を監督するものとしております。また、経営陣に対する委任の範囲につきましては、「職務権限規程」を定め、代表取締役社長執行役員は、定款及び取締役会決議の定めるところにより当会社を代表し、株主総会または取締役会が決定した業務を執行し、取締役会の決定した年度経営計画に基づく各部室の業務計画の承認等の取締役会から委託されている事項については、自ら決定し執行するものとしております。なお、以下の事項については取締役会の審議を必要としております。

1．経営の基本に関する事項
2．開発・用地仕入れ及び処分に関する事項
3．海外事業に関する事項
4．経理、財務に関する事項
5．人事、総務、労務、教育等に関する事項
6．役員等に関する事項
7．法務、知的財産権に関する事項
8．関係会社に関する事項
9．不動産（事業用除く）、物品等に関する事項
10．調査、謝礼等に関する事項

【補充原則4－3－2、4－3－3】
取締役・監査役候補者とCEO以下の経営陣の選任・解任については、独立社外取締役が半数以上で構成される任意の指名委員会に諮問の上、取締役会の構成員16名のうち7名が社外役員で構成され実効性の高い監督機能を実現している取締役会において行われる公正かつ透明性の高い審議をもとに、会社の業績等の評価を踏まえ、状況に応じて機動的に決定します。なお、取締役会は、取締役・監査役候補者とCEO以下の経営陣の選任については、性別や年齢、国籍の区別なく、それぞれの人格や見識等を十分に考慮した上で、各々の職務と責任を全うし、取締役候補者・CEO以下の経営陣については中長期的な企業価値に貢献できる者、監査役候補者については、公正な経営監視体制の確立に貢献できる者を選定します。

【原則4－8】
当会社では、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべき資質を十分に備えた独立社外取締役を4名選任しております。

【原則4－9】
当会社では、会社法に定める社外取締役の要件、及び東京証券取引所が定める独立性基準等に従い、独立役員である社外取締役を選任しております。

【補充原則4－11－1】
当会社の取締役の選任に関する方針・手続につきましては、人格、見識に優れ、これまで担当した業務で実績を上げている、会社経営に精通している、又は、専門性の高い人物を取締役候補者としております。候補者の選定については指名委員会にて協議の上、取締役会において決定しております。

【補充原則4－11－2】
当会社における、取締役・監査役の兼務状況については、「有価証券報告書」や「株主総会招集ご通知」等に記載し、毎年開示しております。

【補充原則4－11－3】
1．取締役会全体の実効性における分析・評価の方法
当会社取締役会において、社外取締役を含むすべての取締役及び監査役による自己評価アンケートを行い、そのアンケートの回答を踏まえ、当会社取締役会は取締役会の実効性に関する分析および評価を行いました。

2．取締役会全体の実効性における分析・評価の結果
第48期の取締役会全体の実効性につきましては、各取締役及び各監査役より、取締役会における議論の更なる活性化に向けた提言がなされておりますが、全体として概ね適切に運営されており、取締役会全体の実効性は確保されていると評価しております。

3．分析・評価結果を踏まえた今後の課題
取締役会における議論をさらに充実させるため、取締役会全体の実効性に関する分析・評価結果を踏まえて、取締役会へのフィードバックを実施してまいります。

【補充原則4－14－2】
当会社では、取締役・監査役に対するトレーニングとして、取締役については、定期的に研修の実施、監査役については、継続的に外部のセミナーや勉強会等への参加により、必要な知識の習得や更新等を行うこととしております。

【原則5－1】
当会社では、社長室をIR担当部署としており、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、多くの株主の声を事業に反映させることが、健全かつ効率的で安定した企業成長に繋がるという認識から、積極的に対応しております。なお、体制整備・取組みに関する方針につきましては、本報告書の「III．2．IRに関する活動状況」に記載しておりますので、ご参照ください。

【原則5－2】
当会社は、自社の資本コスト（株主資本コスト及び加重平均資本コスト（WACC））を的確に把握した上で、経営理念を踏まえた経営戦略や経営計画を策定し、その概要を開示します。また、策定した経営戦略、経営計画については、毎年進捗状況を確認・分析した上で、必要に応じて、事業構造の見直しや新たな事業投資や設備投資、及び人材育成への投資などの経営資源の配分計画を含む修正を行います。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
村山　義男	25,633,600	23.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,177,900	4.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	3,843,800	3.55
JPMC GOLDMAN SACHS TRUST JASDEC LENDING ACCOUNT	2,626,900	2.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,408,700	2.22
有限会社村山企画	2,000,000	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,849,800	1.71
JP MORGAN CHASE BANK 385151	1,380,787	1.27
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,337,117	1.23
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,231,332	1.14

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

・大株主の状況については、2020年3月31日現在を記載しております。
・当会社は、自己株式12,587,307株を保有しておりますが、上記大株主からは控除しております。
・株式保有割合は自己株式を控除して計算しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
信田　仁	他の会社の出身者											
笠原　克美	弁護士											
川田　憲治	他の会社の出身者											
谷口　健太郎	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
信田　仁	○	―――	金融機関や事業会社において経営に携わっており、経営に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しておりますことから、当会社の経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役に選任しております。また、当会社との間には特別の利害関係はなく、独立的立場にあり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できるため、独立役員として指定しております。

笠原　克美	○	―――	弁護士として豊富な経験や実績、幅広い知識と見識並びに高い法令順守の精神を有しておられることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、当会社との間には特別の利害関係はなく、独立的立場にあり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できるため、独立役員として指定しております。
川田　憲治	○	―――	金融機関や事業会社において経営に携わっており、経営に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しておりますことから、当会社の経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役に選任しております。また、当会社との間には特別の利害関係はなく、独立的立場にあり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できるため、独立役員として指定しております。
谷口　健太郎	○	―――	長年にわたり事業会社の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しておりますことから、当会社の経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役に選任しております。また、当会社との間には特別の利害関係はなく、独立的立場にあり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できるため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	6	0	2	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社外取締役

補足説明

当会社では、取締役等の人事や報酬等に関する決定プロセスの客観性及び透明性を高め、コーポレートガバナンス体制の一層の充実･強化を図るため、任意の「指名委員会」･「報酬委員会」を設置しております。
また、各委員会は、取締役会決議により選定された3名以上の取締役で構成し、うち半数以上は独立社外取締役とすることで、独立社外取締役の関与･助言の機会を適切に確保しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

意思決定の牽制制度として、監査役3名全員を社外監査役としており、いずれの監査役も客観的な判断やチェックを行うのに充分な職歴と実績と気概を有しております。当会社の監査はもとより、関係会社各社に対する監査についても、各社取締役会への出席並びに取締役へのヒアリング等が実践されており、関係会社各社においても緊張関係が維持されております。加えて、会計監査人とは、互いに年間のスケジュール把握･調整を行い、その上で、現場視察、モデルルーム調査等へ同行し、随時情報交換を図ることで、一層の監査の実効性と効率性の向上に努めております。
また当会社は、内部監査の充実及び強化を図るため、内部監査規程を制定し、社長直属の独立機関として内部監査室を設置しております。内部監査の計画の立案及び実施にあたっては、監査役監査、会計監査人監査とのスケジュールや監査内容等調整を充分に行い、各機能の効率的運用が図られております。監査役は内部監査室が実施する業務監査に同行し立ち会った上で、監査内容を確認し適宜意見聴取を行うなど、実効性と効率性のある監査体制を築くよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
遠藤　誠	他の会社の出身者													
本間　朝美	他の会社の出身者													
三浦　由布子	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠藤　誠	○	当会社の連結子会社2社において監査役を兼任しております。具体的には、2018年6月より株式会社レーベンゼストック及びタカラアセットマネジメント株式会社の監査役を兼任しております。	金融機関をはじめとする各企業での豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しているため社外監査役に選任しております。また、当会社との間には特別の利害関係はなく、独立的立場にあり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できるため、独立役員として指定しております。
本間　朝美	○	当会社の連結子会社4社において監査役を兼任しております。具体的には、2018年6月より株式会社タカラレーベンリアルネット、2019年10月より株式会社日興タカラコーポレーション及び株式会社レーベントラスト、2020年5月より株式会社タカラレーベン西日本の監査役を兼任しております。	金融機関をはじめとする各企業での豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しているため社外監査役に選任しております。また、当会社との間には特別の利害関係はなく、独立的立場にあり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できるため、独立役員として指定しております。
三浦　由布子	○	―――	公認会計士として、監査法人や事業会社に携わっており、公認会計士として培われた高度な専門的知識を当社の監査に反映していただくことで、監査役の職務を公平かつ公正に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、当会社との間には特別の利害関係はなく、独立的立場にあり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できるため、独立役員として指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	7 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

行使条件の異なる2種類（A種新株予約権及びB種新株予約権）のストックオプションを採用しており、その総額は年額300百万円を上限として割当てることとしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

株式報酬型ストックオプション制度を導入することにより、当会社業績及び株式価値と役員報酬の連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲などを一層高めることを目的として、当会社取締役及び執行役員に新株予約権を割当てております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

・有価証券報告書において、全役員の報酬の総額を開示しております。
・報酬等の総額が1億円以上の者は、有価証券報告書において個別開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当会社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2017年6月27日であり、決議内容は年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とされており、また、2015年6月24日の株主総会においては、上記とは別に、ストックオプション報酬額として年額300百万円以内と決議いただいております。
取締役の報酬等の決定方針につきましては、2021年2月15日開催の取締役会において、以下のとおり決議しております。

①基本方針
当社は、役員の報酬等の額の決定に際しては、株主総会で決議された範囲内で、業績や潜在的リスク、グループ経営に対する責任度合い、中期経営計画の進捗度合い等を総合的に考慮したうえで、任意の諮問機関である報酬諮問委員会の諮問に基づき決定するものとし、業務執行取締役については報酬の一定割合を業績や各取締役の貢献度と連動させることで、持続的な成長へ向けたインセンティブとして機能するように設定し、健全かつ効率的で安定した継続企業へと結びつけるものとします。
業務執行取締役の役員報酬に関する具体的な基本方針の内容は、次のとおりとします。
・当社企業価値の向上に資するものであること。
・優秀な人材を確保・維持できる金額水準と設計であること。
・当社の中長期経営戦略を反映する設計であり、それを動機づけるものであること。
・株主や社員をはじめとしたステークホルダーに対して透明性、公正性及び合理性を備えており、これを担保する適切なプロセスを経て決定されること。
・基本報酬に加え、個人評価連動及び業績連動を導入して設計された報酬体系に基づき決定されること。

②基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、役位、職責、在任年数に応じて業界水準や他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案しつつ、事業年度毎に次の5つの評価項目（『P.C.F.P.A.』評価）をそれぞれ達成度合いに応じて5段階で評価し、任意の諮問委員会である報酬諮問委員会の諮問を受けて決定し、これを12月で等分にした月例報酬とします。
・業績（Performance）・・・自部門の業績
・コンプライアンス（Compliance）・・・法令順守、モラル等
・先見性（Foresight）・・・状況把握・分析能力、事業計画立案能力
・体力（Physical）・・・事業推進能力

・親和性（Affinity）・・・関係構築能力

③業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の計算方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
当社の非金銭報酬については株式報酬型ストックオプションとし、原則として当該期の業績が目標を達成する等した場合に発行するものとします。なお、各業務執行取締役の業績達成評価により、株式報酬型ストックオプションの付与数、あるいは不支給を決定します。その目標となる業績指標は毎年設定し、環境の変化に応じて適宜見直しを行うものとします。
株式報酬型ストックオプションにおいては、一定期間後行使可能なA種ストックオプションと、退職時行使可能なB種ストックオプションとします。

④基本報酬額・業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
原則として、取締役の基本報酬・株式報酬型ストックオプション（A種ストックオプション（一定期間後行使可能）、B種ストックオプション（退職時行使可能））の割合については、「 取締役基本報酬：A種ストックオプション：B種ストックオプション ＝ 5：4：1 」とします。
個別報酬額の決定は諮問機関である報酬諮問委員会にて決定します。報酬諮問委員会は、その支払い総額を、都度取締役会にて報告します。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当会社では社外役員の要請に応じ、いつでもその職務や業務をサポートできる体制を整えております。社外役員のサポート業務については、経営企画部がその役割を担っており、社外役員の要請に応じて、取締役会をはじめとする各種会議体の議題について、事前説明や資料の提供を行う他、これら会議体のスケジュールの連絡や日程の調整等を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

＜業務執行について＞
現在、当会社の取締役は13名であり、内4名が社外取締役であり、全員を独立役員として指定しております。取締役会を原則月1回の頻度で開催し、また、必要に応じ臨時取締役会を開催することで、慎重かつ迅速な意思決定を行うとともに業務執行状況を取締役相互に監督しております。
取締役会には監査役が常時出席し必要に応じて意見を述べるとともに、社外取締役と綿密に連携して、取締役会の運営状況や業務執行状況を随時監査・監督しております。
また取締役会には、内規に基づき、取締役会の要請を受けた執行役員や内部監査室室長、その他の部室長等、取締役以外の者が出席し、各議案や報告事項につき適宜意見を述べております。
なお、当会社は、執行役員制度を導入し、取締役の経営監督責任と執行役員の業務執行責任を明確にし、意思決定の更なる迅速化、業務執行の更なる強化を図っております。その他、当会社は、経営に関する議題を審議する、月に2回の頻度で開催される「経営会議」、及び販売の進捗状況について審議する、月に1回の頻度で開催される「営業会議」等を通じ、経営目標が予定通り進捗しているかを各部署で共有するとともに、合わせて月次、四半期、半期、年間の業績報告を各部署ごとに実施することで、問題点、課題を抽出して経営戦略を含めた経営全般にわたる重要事項について審議し、これらの内容を必要に応じて取締役会に上程しております。

＜監査体制について＞
当会社の監査役は3名でその全員が社外監査役であり、全員を独立役員として指定しております。監査役会は、取締役会同様、原則月1回の頻度で開催されており、各監査役が独立しつつも密な連絡・連携体制が確立しております。各監査役は内部監査部門及び会計監査人との連携を図りつつ、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要会議への出席、重要書類の閲覧、職務執行状況の聴取、重要拠点の監査を実施しております。
また会計監査人が適正な監査を行っているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況等について、報告・説明を受け、各種計算書類等の監査を行っております。
更に、当会社は独立した組織として、内部監査室を設置しており、専任者5名の体制で、主に内部統制システムの有効性に係る監査を実施しております。内部監査室は監査計画に基づき、計画的かつ効率的な監査を実施しております。監査の結果は「監査報告」として取締役会において随時報告されることで、社内全体に周知されるとともに、内部牽制の役割を担っております。

＜会計監査について＞
当会社の会計監査業務を執行した公認会計士は、柳下敏男氏及び金子勝彦氏であり、太陽有限責任監査法人に所属しております。
柳下敏男氏の継続監査年数は3年、金子勝彦氏の継続監査年数は6年であります。また、当会社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士10名、その他18名でした。なお、同監査法人及び当会社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別の利害関係はありません。また、業務執行社員は一定期間を超えて関与することのないような措置をとっております。同監査法人とは監査契約書を締結し、当該契約書に基づいた報酬の支払いをしております。
当会社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当会社は監査役設置会社であり、経営の監視は主として監査役により行われるべきであると考えております。
当会社の監査役会を構成する監査役は3名全員が社外監査役であり、監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席すると共に、その立場から必要に応じ意見を述べるなど、取締役の業務執行状況を常に監査・監督しております。更に、常勤監査役については、社内に精通し経営に対する理解が深く、監査の環境整備及び社内の情報収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築及び運用の状況を日常的に監視し、客観的な意見表明、助言を行っておりますので、経営の適正性は十分に保たれているものと判断しております。
また、社外取締役は、社外の客観的な立場から、当会社の経営判断・意思決定の過程を監督し、自身の経験や実績、知識と見識に基づき、必要に応じ意見や助言を行っており、当会社としては社外取締役を含む取締役会と、社外監査役により構成される監査役会により、業務執行を監督・監査する現体制が適当であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当会社の株主総会は、株主総会集中日を避けて開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2018年6月開催の定時株主総会より、株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知における狭義の招集通知及び参考書類について、英訳版を提供しております。
その他	招集通知を、発送日前に当会社ホームページに掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	・URL：https://www.leben.co.jp/ir/policy.html ・ホームページ上で公表	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社にて投資家向けの説明会を年に数回、開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回、本決算、第2四半期決算に関する決算説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、その他必要に応じて海外IR活動を実施し、海外の投資家等へ向けた情報発信を行なっております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ内にIR情報のコンテンツを設け、トップメッセージ、財務情報、過去からのプレスリリース内容、決算説明会資料等の閲覧が可能な状態となっております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当会社社長室がIRを担当しており、IR担当者を設けております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	タカラレーベングループの「ビジョン・ミッション・プロミス」を定めた、『Our Brand』と呼ばれる冊子をグループ会社の役職員に配布し、タカラレーベングループのビジョンである「幸せを考える。幸せをつくる。」を周知徹底するとともに、あらゆるステークホルダーの幸せを常に考えるという、選ばれ続ける会社になるために必要な心構えを、それぞれが常時確認できるようにしております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当会社では、「メガソーラー発電施設」の開発や「太陽光発電マンション」の分譲を通じて、環境負荷の削減を実現しております。 また、メガソーラー事業につきましては、社会貢献の一環と位置付けて実施することとしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当会社は適切かつ公正な情報開示を目的とした「ディスクロージャーポリシー」にて、情報開示の基準や方法等について定めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当会社は、創立以来「誰もが無理なく安心して購入できる理想の住まい」を企業テーマとし、私たちのあるべき姿を＜ビジョン＞、私たちの心がけを＜ミッション＞として、次のとおり策定しております。

＜ビジョン＞

［幸せを考える。幸せをつくる。］
私たちは、人と暮らしの幸せについて誰よりも真剣に考え、ひとつひとつの夢をかたちにした住まいを実現します。
私たちは、地域、社会の幸せについて誰よりも深く考え、すべての人が安心して暮らせる街づくりに貢献します。
私たちは、明日の幸せについて誰よりも前向きに考え、地球にやさしい持続的な環境づくりを提案します。
幸せを考える。幸せをつくる。これがタカラレーベングループの仕事です。

＜ミッション＞

［共に創造する］

（1）感動する心で
お客様と感動する心を大切にし、市場における新しい価値を共に創造する

（2）誠実な姿勢で
パートナーへの誠実な姿勢のもとで、人と社会の安全と安心を共に創造する

（3）実行する力で
従業員一人ひとりの実行する力で、未来に向け永続的な成長を共に創造する

当会社では、上記企業＜ビジョン＞＜ミッション＞を達成すべく、内部統制システムに関し、以下の内容を整備しております。

1.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
当会社は、取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体や職務に応じ適切に保存、管理を行っております。また、管理本部本部長を情報統括管理責任者として定め、当会社内の機密事項に関する取扱いは「機密管理規程」に基づき、経営企画部部長が情報管理責任者となり、適宜その管理、保全の状況報告を行うとともに、各部署の所属長は担当部署内における情報管理者として相互牽制を図り、迅速かつ確実な情報管理を行っております。

2.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当会社は、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設置し、経営全般に係るあらゆるリスクの検証と報告及びこれらのリスクの回避や低減のために実施すべき施策や管理についての協議、または決定を行い、内部統制強化と財務報告を含む運営全般に係る不祥事やコンプライアンス欠如等の防止を徹底しております。また、その小委員会として「事業戦略」、「財務」、「IT・事務」、「コンプライアンス」といった夫々の委員会を必要に応じ設けることにより、個々のリスク管理に応じた積極的な提案がなされる体制としております。また、各小委員会での協議内容は「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会規程」に基づき、適宜「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」にて報告、検証をし、その内容に応じ取締役会への報告もすることで、リスク発生時を想定したうえでの迅速な意思決定を行う体制としております。

3.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当会社は、取締役の職務執行の効率的体制を確保するために、業容の拡大に伴う経営体制の強化を図りつつ、経営全般に関する意思決定プロセスを迅速に行っております。各取締役は「取締役会規程」及び「職務権限規程」、「稟議規程」に定める、その職務執行に係る権限と稟議決裁権を遵守し、「経営会議」、「本部会議」、「営業会議」等の会議体を主催することでその職務執行に係る監督責任の資質向上を図り、効率的な運営を行う体制としております。

4.取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当会社は、社長直属の独立室として内部監査室を設け、取締役会より指名を受けた内部監査室室長は「内部監査規程」に基づき、各事業年度の開始にあたり、その当該年度の内部監査に係る基本計画書・実施計画書を策定し、「組織及び制度監査」、「業務監査」、「会計監査」、「関係会社監査」、「コンピューターシステム監査」を実施しております。また、その監査内容により、各監査役及び会計監査人等との相互補完を図り、その専門的見地を含めた報告を定期的に取締役会でも行うことにより、各取締役をはじめ、当会社の従業員全般に係る職務執行が各種法令及び定款に適合する体制としております。

5.当会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当会社は、各関係会社の発展と相互利益の促進を図るため「関係会社管理規程」を定め、各関係会社の経営意思を尊重しつつ、その内容と段階に応じ、取締役及び監査役を各関係会社へ派遣し、兼務させることにより、各関係会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況について、当会社の取締役会に報告する体制としております。
・当会社は、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会規程」に基づき、各関係会社についての経営状況と財務状況を把握し、リスクの評価・管理等を行う体制としております。
・当会社は、経営企画部部長が必要に応じ、当会社各部署の人員を各関係会社へ派遣し、その相乗効果を図るとともに、各関係会社の取締役も含め、適宜、取締役会において活発な意見交換がされることにより、当会社が標榜する「循環型経営」の基礎を成すとともに、総合的な経営の効率化を確保する体制としております。
・当会社は、内部監査室室長及び各監査役等が定期的な監査を各関係会社へ実施することにより、各関係会社の取締役等及び使用人に係る職務執行が各種法令及び定款に適合する体制としております。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当会社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた際にはこれに応じるとともに、その配置等に関する具体的な内容については、監査役の意見を十分に考慮した上で決定することとしております。

7.監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示実効性の確保に関する事項
当会社は、監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、監査役を補助すべき使用人は、監査役から受けた指揮命令に関して、取締役からの指揮命令を受けないこととし、当該使用人の変更等の人事は、監査役の意見を十分に考慮した上で決定することとしております。

8.当会社及び子会社の取締役及び使用人等が当会社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当会社及び各関係会社は、各取締役及び全従業員が監査役会へ行う報告事項として、法定事項のほか、グループ全体の経営、財政状態、並びにその業績に重大な影響を及ぼす事項並びに内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為等、当会社にて予め定める監査役会への報告事項を、遅滞なく報告することを遵守しております。また、当会社の各監査役は、当会社が開催する取締役会へ全員出席し、客観的判断及びチェックをする際には、その十分な職歴と知識を基に活発な意見交換をし、経営全般にわたる意思決定の牽制機能の充実を図っております。

9.監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当会社及び各関係会社は、監査役に報告をした者に対して、相談または通報したことを理由として、解雇その他いかなる不利な取扱いを受けないことを確保する体制としております。

10.監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項
当会社は、監査役がその職務の執行について、当会社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

11.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当会社は「監査役会規程」を定め、各監査役がその監査内容に応じ、各取締役及び従業員等からの報告のほかに、内部監査室が実施する業務監査、会計監査人が実施する会計監査の内容等も意見聴取し、かつ各関係会社の取締役会への出席、各取締役へのヒアリングも夫々の責任担当にて実施することで、グループ全体を見据えた実効性と効率性のある監査体制としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、断固とした姿勢で対応することを基本方針としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当会社は、顧問弁護士の指導のもと、暴力団排除活動に積極的に参加しております。また所轄警察署及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。反社会的勢力による被害を防止するため、平素より、警察や関係機関が開催する反社会的勢力に関するセミナー等に参加するなど情報の収集に努めております。また、取引先等に対しては「反社会的勢力との絶縁に関する覚書」の取り交わしをお願いするか、或いは各種契約書類内に「反社会的勢力排除条項」を盛り込む等し、反社会的勢力排除に向けた対策を徹底して実践しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

[コーポレート･ガバナンスの充実に向けた検討課題、今後の目標]
更なる経営監視機能の強化等の観点から、社外取締役の増員を検討して参りたいと考えております。

[適時開示体制の概要]
＜情報取扱責任者及び適時開示担当部署＞
当会社は情報取扱責任者として管理本部本部長を任命し、東京証券取引所に届出ております。

＜開示情報の把握体制について＞
投資者等に対して適時適切に会社情報を開示するため、経営企画部部長は取締役会、各部署、子会社及び関連会社と連携して情報収集を行っております。

1.取締役会については経営企画部が取締役会事務局を務めており、適時開示項目が取締役会の議題となった場合は速やかに決議結果を開示できる体制であります。

2.災害の発生時には、各役員及び各部室支社長を記載した緊急電話連絡網にて状況の把握、共有が出来、対策協議とその結果を開示できる体制となっております。

3.各部署との連携につきましては、月に1度の頻度で開催する経営会議を通じ、開示項目に該当する情報の把握が出来る体制を取っております。

4.子会社及び関連会社との連携については、経営企画部を子会社及び関連会社の管理部署と定めるとともに、当会社の取締役、執行役員及び監査役を子会社及び関連会社の役員として就任させ、子会社及び関連会社の取締役会に出席し、開示情報及び業績の把握に努めております。また、四半期毎に当会社取締役会で子会社及び関連会社社長が経営成績、財務状況の報告及び見通しを行うとともに、グループ全社の代表取締役による定例会議を開催することにより、業績等の情報把握に努めております。

＜業務等に関する重要事実等の管理体制について＞
当会社は、機密管理規程に基づき役員及び従業員が取得した、当会社の経営に関し重大な影響があるとみられる事項、情報を管理しております。

1.管理責任者を経営企画部部長、管理者を各部室長と定め、機密事項の漏洩防止を図っております。

2.機密事項の廃棄、解除等は管理者の承諾の下に行っております。

3.役員、従業員からは機密保持誓約書を徴求しております。なお、機密保持誓約書は退職後に関する誓約も含んだ内容であり、機密保持の徹底を図っております。

＜インサイダー取引防止について＞
当会社はインサイダー取引防止規程に基づき、役職員のインサイダー取引防止を行っております。情報取扱責任者を管理本部本部長と定め、管理部署を経営企画部と定めています。

1.インサイダー取引防止規程を従業員がいつでも閲覧できるように、社内イントラネットに掲載しております。

2.役職員向けに社内研修を実施しております。また、新入社員研修では、コンプライアンス、インサイダー取引についての講座を設けております。

3.自社株式の売買は、全て所属長を通じ、経営企画部、情報取扱責任者の許可を得て売買を行っております。

なお、当会社のコーポレート･ガバナンス体制及び適時開示体制は、別添の図のとおりです。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】

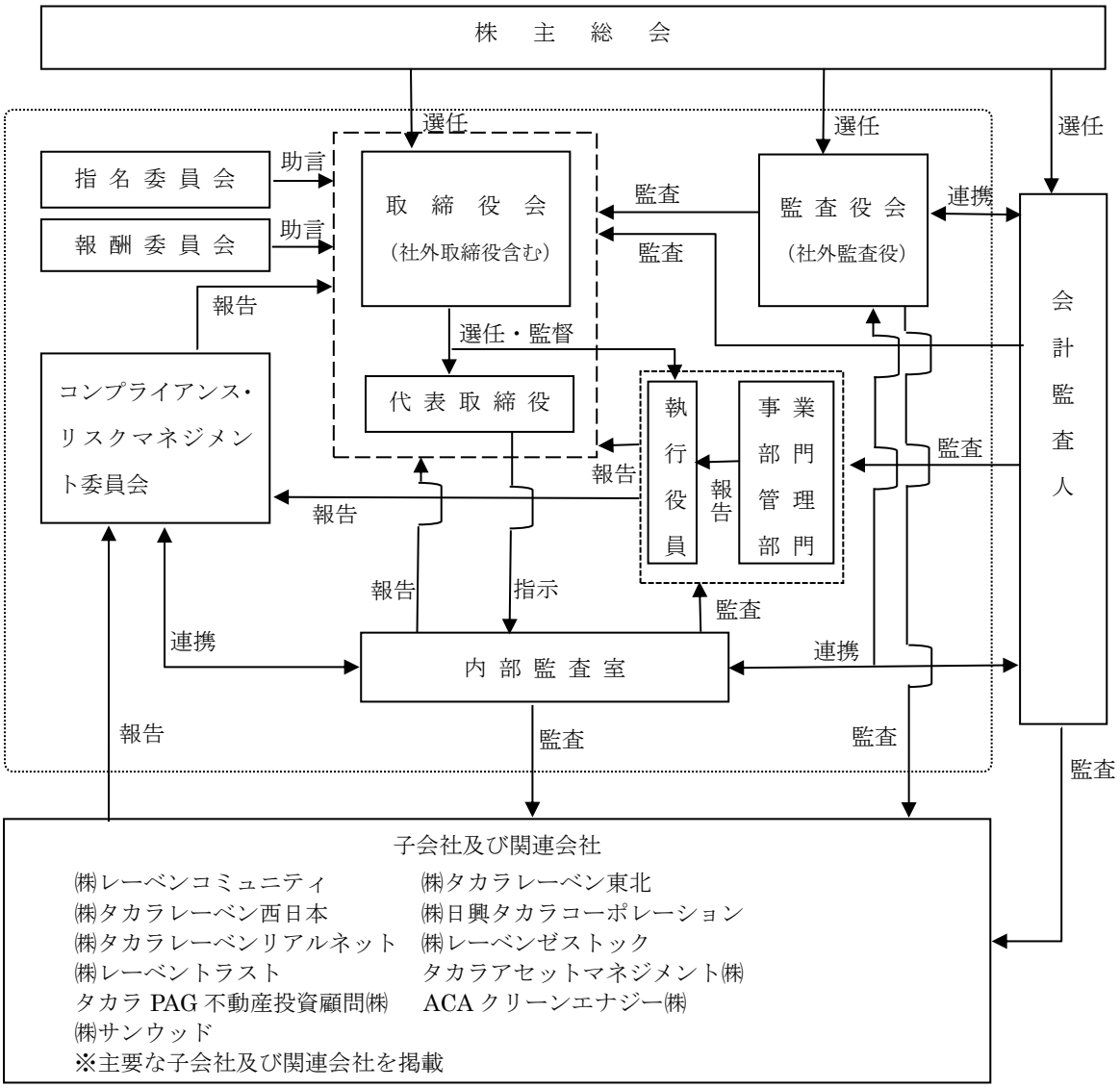

【適時開示体制の模式図】

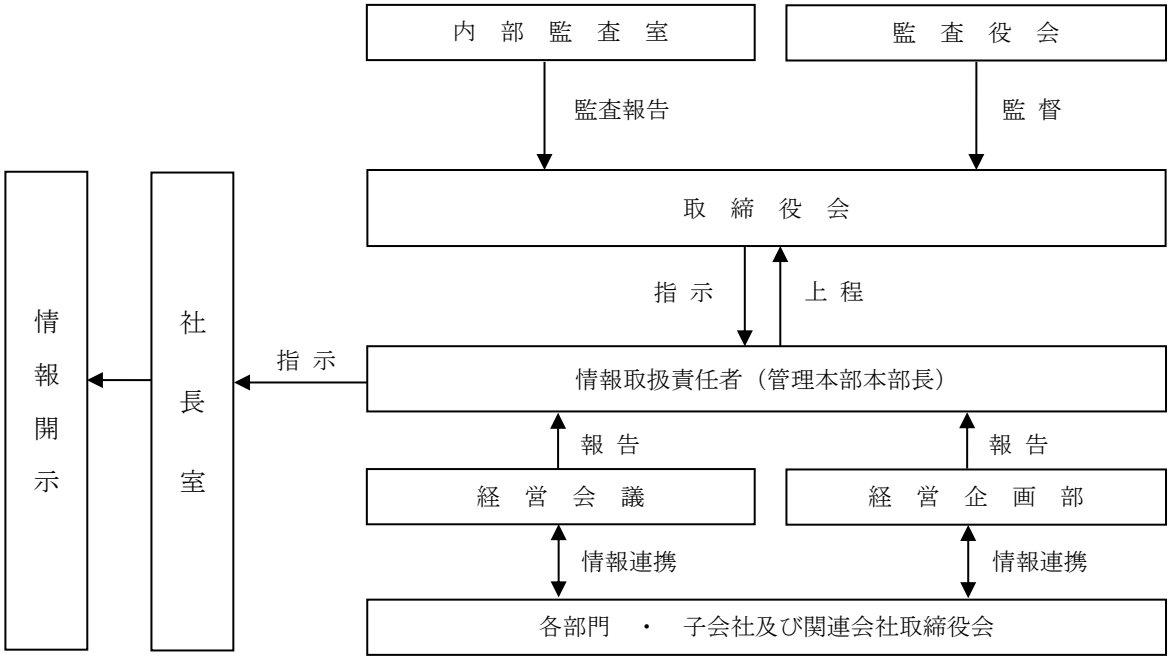
内 部 監 査 室
監 査 役 会
監査報告
監 督
取 締 役 会
指 示
上 程
情報取扱責任者（管理本部本部長）
指 示
情 報 開 示
社 長 室
報 告
報 告
経 営 会 議
経 営 企 画 部
情報連携
情報連携
各部門 ・ 子会社及び関連会社取締役会